



国外投資者への配当を中国国内へ 直接再投資する場合の所得税繰延政策

中国ニュースレター / 2018年2月

1. 国外投資者（日本親会社等）への配当を中国国内へ直接再投資する場合の所得税繰延政策

2017年12月21日、中国財政部、国家税務総局、国家発展改革委員会及び商務部は合同で「国外投資者が配当を直接投資する場合、所得税を繰延べられる政策に関する問題の通知」（原文：关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策问题的通知）が発表されました。本通知は、2017年1月1日より遡って施行されています。

全文は次のサイトでご覧いただけます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201712/t20171228_2789812.html

また2018年1月8日、国家税務総局「国外投資者が配当を直接投資する場合所得税を繰延べられる政策の執行に関する問題の公告」（原文：关于境外投资者以分配利润直接投资暂不征收预提所得税政策有关执行问题的公告）にてより具体的な内容が発表されました。本公告は、2017年1月1日より施行されています。

全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3033019/content.html>

概要

2017年12月21日発表の通知88号と2018年1月8日発表の3号公告に関する主な内容は、次のとおりです。

- 中国国内企業の株式利息、配当等の持分による収益は10%または優遇税率により所得税が控除されているが、国外投資者が中国の国内の奨励類項目に直接投資する場合、この10%の納付を繰延べられるとした。
- 奨励投資項目に関する活動：（一）製品の生産またはサービスの提供、（二）研究開発活動、（三）建設工事への投資または機器設備の購入、（四）その他経営活動
- 具体的な直接投資方法としては、中国国内企業の資本への投資や増資、中国国内での会社設立、中国国内企業株式の買収、財政部・税務局が指定するその他の方法。
- 中国国内の配当企業は、国外投資者から提供された情報の審査し、当政策を適用後は、配当を支払った日から7日以内に税務局に「非居民企業递延缴纳预提所得税信息报告表（仮訳：非居民企業繰延納付所得税に関する情報報告表）」を企業所得税報告表に添付し提出する。
- 国外投資者は本優遇を受ける前、または繰延べた税金を納付する際に「非居民企業递延缴纳预提所得税信息报告表」、契約書、支払証憑、奨励類投資項目に関連する資料等を提供する。
- 繰延期間等の具体的な期間については発表されていないが、あくまでも繰延措置であり、免税ではないことに注意願いたい。

2. 中国祝祭日に伴う注意喚起

本年度の旧正月(春節)は2018年2月16日です。中国の多くの企業は2月15日より21日まで約1週間の長期休暇に入りますので、取引の遅延等にご注意ください。なお、2月11日、24日は振替として営業日となっています(国務院通知より、企業によって異なる)ので、併せてご確認ください。

中国の祝祭日は毎年12月上旬に国務院より発表されます。中国は旧暦で祝祭日が毎年変わりますので、ご注意ください。

中国国務院弁公庁・2018年の祝祭日

http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-11/30/content_5243579.htm

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY東京監査法人

出口美紀 - 研究員

Email: miki.deguchi@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂7-3-37 プラース・カナダ3F

Tel: +81 3 5410 1391 / Fax: +81 3 5410 2474

Website : www.uhy-tokyo.or.jp

